

公共サービスの提供を休止する施設 の活用方針

令和5年（2023年）4月策定

令和8年（2026年）3月改訂

安 来 市

1. 基本的な考え方

安来市民間事業者との連携方針において、「公共サービスの提供を休止する施設」については、民間事業者との連携を優先的に検討することとしています。

また、公共施設等総合管理計画に示す3つの公共施設等のあり方に関する基本方針に基づき、施設の有効活用と限られた財源の中で効率的な施設運営を行っていくため、他の用途での活用や、売却による活用などに向けて、その考え方及び手法を「公共サービスの提供を休止する施設の活用方針」として示します。

2. 公共サービスの提供を休止する施設の他の用途での活用、売却による活用の考え方

公共サービスの提供を休止する施設の活用を検討する場合、前提として、本市所有の土地に建設されている施設を検討の対象とし、借地にあるものは原則施設を解体し土地所有者への返還を検討することとします。

本市所有の土地に建設されている施設の活用に向けては、次の手順によって実施することとし、それぞれの考え方を示します。

(1) 安来市において、他の公共サービスの提供施設として活用を検討

- ・近隣施設からの機能移転や機能集約など、施設の必要性和財政負担を十分に検討した上で、施設の転用を検討します。
- ・他の公共的団体等から、公共性の高い事業等への活用要望がある場合は、譲渡や貸付による活用を優先的に検討します。
- ・施設の一室を使用するなど、施設全体の活用が図られないものは原則認めないこととします。

(2) 地域において、施設の活用を検討

- ・市での活用が図られない場合は、地域での活用を検討してもらいます。
- ・地域の団体等から、地域振興のための事業や、地域活動の場として活用の要望があった場合は、施設の活用内容等を精査して決定します。
- ・施設の一室を使用するなど、施設全体の活用が図られないものは原則認めないこととします。
- ・地域で活用が図られない場合は、民間事業者での活用を検討することを予め地域に伝えた上で検討してもらいます。
- ・民間事業者での活用に対して、地域として要望がある場合は、要望書等を提出してもらいます。

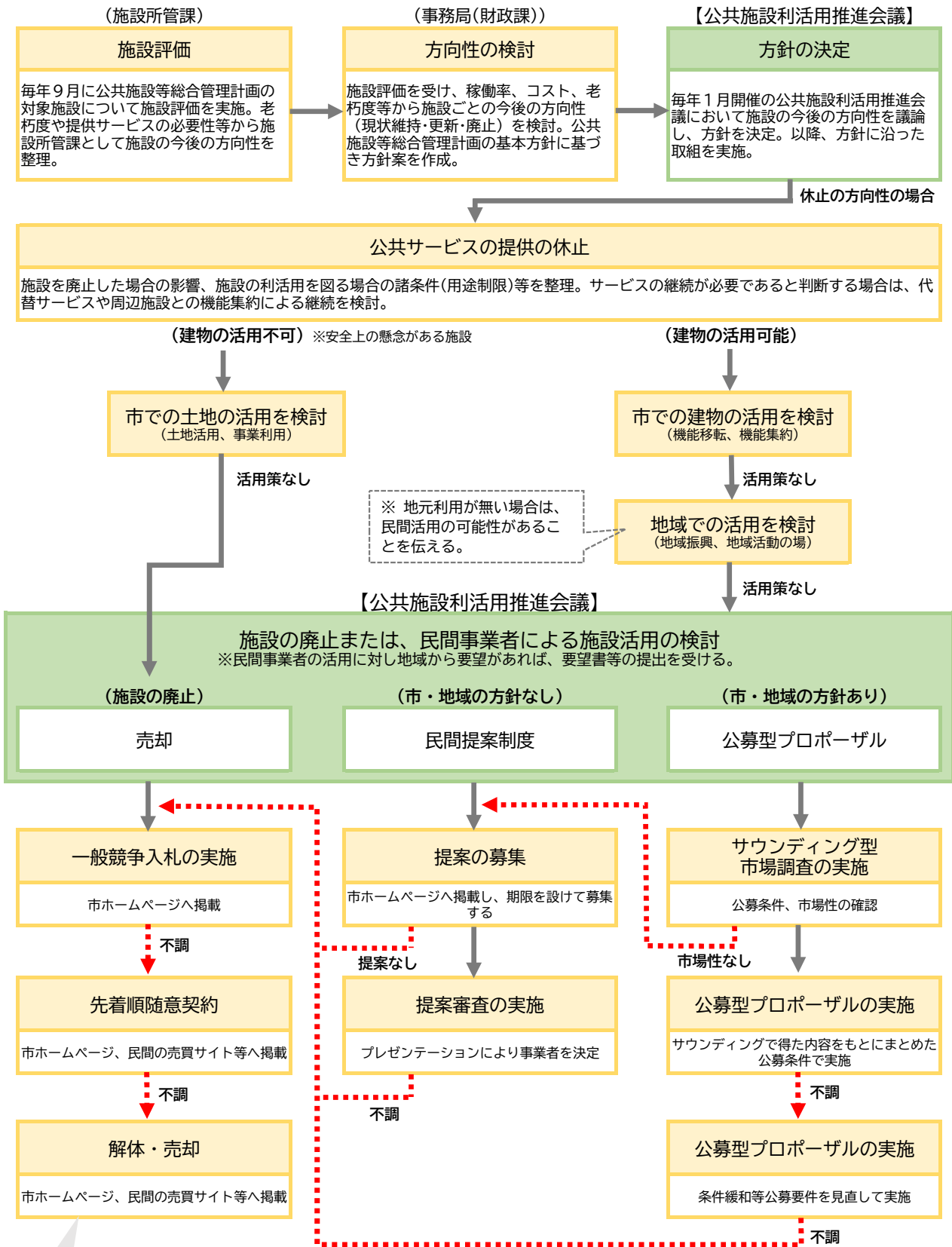
(3) 民間事業者で施設の活用を検討

- ・市及び地域での活用が図られない場合は、民間事業者での活用を検討してもらいます。
- ・民間事業者から活用の要望があった場合は、施設の活用内容等を精査して決定します。
- ・民間事業者での活用の検討にあたり、市又は地域の活用方針・要望がある場合には、その方向性に沿った提案を募集することとし、サウンディング型市場調査を経て、公募型プロポーザルにより提案を募集します。
- ・市や地域の活用方針がない場合は、「安来市未利用財産の利活用に関する民間提案制度」により提案を募集します。
- ・施設は、民間事業者への売却を原則として、譲渡、貸付も検討します。

(4) 売却による活用を検討

- ・市、地域、民間事業者による活用がないものは、原則、現状有姿での売却による活用を行います。
- ・老朽化の進行等により安全上の懸念がある危険な施設は、施設の活用の検討は行わず、売却による活用を検討します。
- ・売却による活用は、現状有姿による施設及び土地の売却の他、施設解体後の土地の売却による活用も含まれます。
- ・売却による活用を行う場合は、必要に応じて用途を指定することができることとします。

3. 公共サービスの提供を休止する施設の取扱い手順



【施設の解体について】

施設の残置による周辺への影響等を考慮し、最終的には解体・土地の売却による活用を図りますが、施設解体には財政負担を伴うため、将来見込み等を考慮して検討します。
 (更地条件での売却見込みや、解体条件付入札の見込み等)